

平成 25 年 12 月

お取引先各位

全国鍍金工業組合連合会
会 長 栗原 敏郎
(公 印 略)

電気めっき業における消費税転嫁カルテルの共同行為の実施に関する要望

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて政府は平成 26 年 4 月 1 日から消費税率を現行 5 %から 8 %に引き上げを行うこととなり、引き上げ分の上乗せ方法などの足並みをそろえられる転嫁カルテルを消費税転嫁対策特別措置法で容認し、去る 10 月 1 日に消費税転嫁対策特別措置法が施行されました。

本会では、平成 25 年 11 月 22 日に開催された臨時総会・理事会にて「消費税転嫁カルテルの共同行為の実施」について慎重に審議を行い、このたび、公正取引委員会に対し、本会が電気めっき業を代表し、24 会員組合と共同で「消費税転嫁カルテルに係る実施届出」を提出する旨満場一致で承認され、平成 25 年 11 月 27 日付にて同委員会に提出し、即日、受け付けられました。現在、公正取引委員会のホームページにおいて、本会の届け出について確認ができる状況になっています。

「消費税転嫁・表示カルテルの届出状況の公表について」(公正取引委員会ホームページ)

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-hyoujitodokede.html>

(「平成 25 年 11 月分」にリンクされています)

つきましては、平成 26 年 4 月 1 日以降の消費税率引き上げ後において、電気めっき業界を代表して本会並びに 24 会員組合は共同により、適正な取引において消費税引き上げ分の転嫁を推進できるよう業界をあげて対応してまいりますので、消費税率の引き上げ分につきましては、何卒ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白